

西宮市立高木小学校いじめ防止基本方針

西宮市立高木小学校

1 本校の方針

本校は、『国際社会にたくましく生きる子の育成』を学校教育目標として、学校・家庭・地域がつながり、人権教育、特別支援教育を学級・学年・学校経営の基盤に据え、知・徳・体のバランスのとれた子の育成に取り組んでいる。

児童が自分で考えて行動し、諸活動に全力で取り組み、豊かな人間関係の中で安心して生き生きと学ぶことができるよう、確かな学級経営を行い、研修により教職員の対応能力や資質向上を図る。そして、学年・全校体制で児童をきめ細かく見守り、家庭や地域、関係機関と連携を深め、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために、日常の指導体制を定めていじめの未然防止を図り、その早期発見・早期対応に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するために、「いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な考え方

本校は、公共交通機関の要所にある立地上、全国や海外の転出入児童が年度の途中でも多く、地域社会の絆や人間関係が希薄になりがちである。そこで、集団登校、縦割り活動、あいさつ運動、高ギネスなどで児童の自尊心や愛校心、規範意識、つながり、思いやりの心を育む取組を進めている。

また、700超の全家庭が「キャットンサポート」の名で、一家庭一役で学校にさまざまな支援をし、児童を見守っている。地域は学校に対する思い入れが深く、集団登校の見守りや「簡単見守り運動」、スポーツ活動、地域行事などで学校教育に側面から協力し、児童の様子を見守り、成長を支えている。学校は「教育連携協議会」や地域・PTAの諸会議で学校の現状を説明し、課題を協議し、家庭・地域と学校間で、双方向で情報が行き交うようにしている。また、幼・保・小連携、小中一貫教育を通し、児童の育ちや状況を確実に引き継ぐように取り組んでいる。

いじめについては、いじめはどの子供にもどの学級でも起こりうるとの認識の下、平素から学年体制を強固に組み、「いじめ発見・対応システム」を構築している。多くの教職員の目で見えて、児童の学校生活や家庭生活の状況、些細な変化を敏感にキャッチして情報を共有し、積極的にいじめを認知し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めている。担任・学年・生徒指導・管理職・関係機関への報告・相談の道筋も徹底してきた。

今後も、教職員が児童とともに家庭の協力を得て、いじめを抑止し人権を守る土壌をつくり、いじめを許さない学校づくりを推進し、以下の体制を構築し取組を推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応

（１）日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒

指導体制等の校内組織及び連携する関係機関を別に定める

別紙 1 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを逃さず、早期発見のための生活アンケートを含む【いじめ発見・対応システム】を別に定める。

別紙 2 生活アンケート等

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの未然防止のための取組、早期発見の在り方【いじめ発見・対応システム】、いじめの早期対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間指導計画を別に定める。

別紙 3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙 4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

さらに、児童や保護者からいじめられているという申立てがあったときは校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラー等を加えた組織「いじめ対応チーム」で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する「学校問題解決支援チーム」に相談し、事態の解決に向けて対応する。

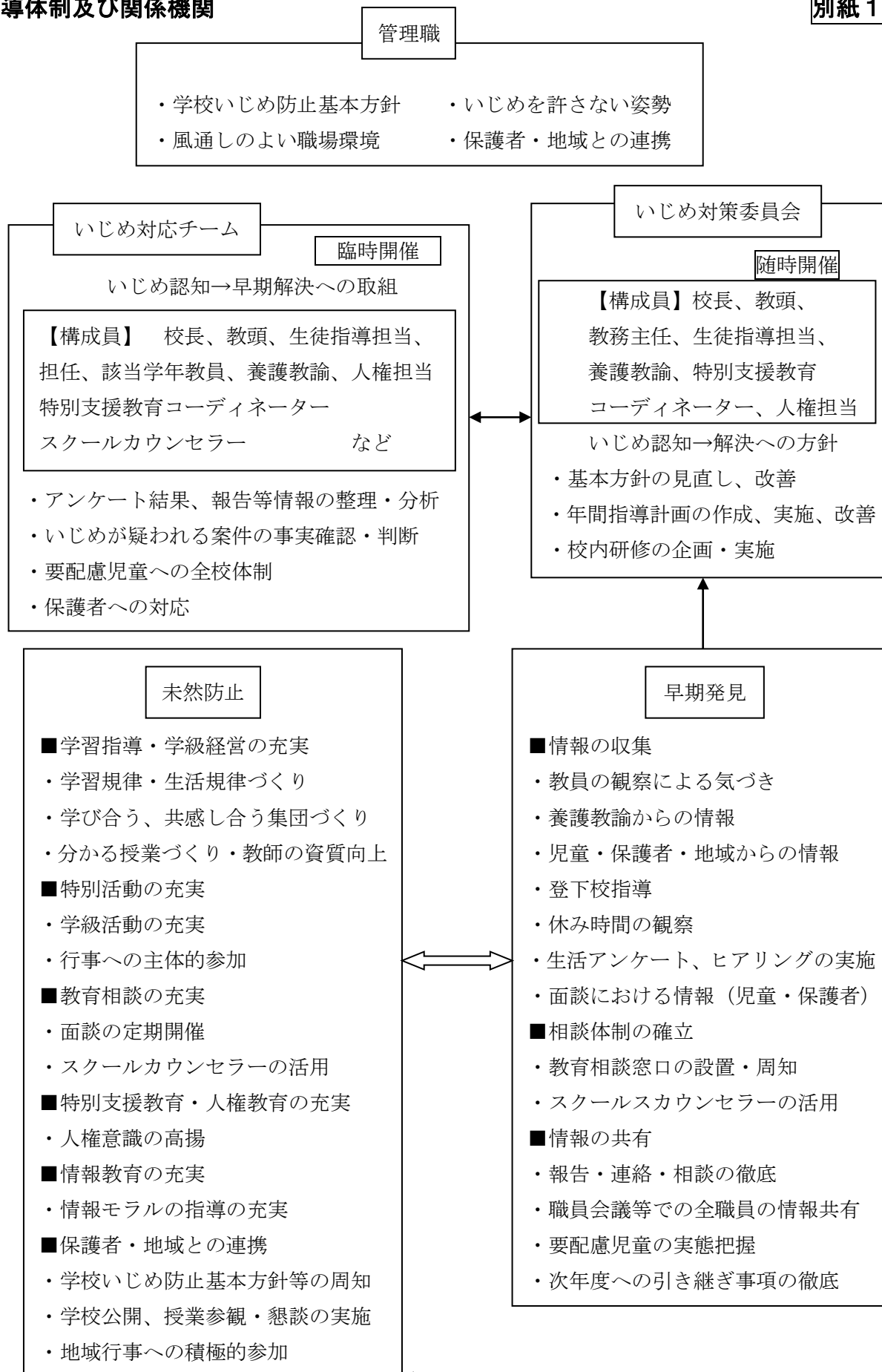
5 その他の事項

家庭・地域から信頼される学校を目指している本校は、これまでも情報の発信に努めてきた。いじめ防止等についても、家庭・地域とともに取り組む必要があるため、策定した基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、「教育連携協議会」や PTA 会議をはじめ、高木地区青少年愛護協議会定例会議、学年懇談会、学級懇談会、個人懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針を見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から「学校評議員・教育連携協議会委員」の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について、保護者や地域の意見を積極的に収集するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

別紙 1



【いじめ発見・対応システム】（観察・アンケート・調査）

1、担任等による日常生活の**観察**

- | | |
|---|--|
| ☐ 机を離されている | ☐ プロレス技・馬乗り等を一方的にやられている |
| ☐ 仲間はずれにされている | ☐ 必要以上に責められている |
| ☐ 発表すると冷やかされる | ☐ いやな仕事を押し付けられている |
| ☐ ものを壊されたり、隠されたりする | ☐ 児童の表情・・・など |

2、児童の実態を様々な角度からつかむため、**生活アンケート**を6月・10月・2月に実施

【手順】

- (1) 緊急度を把握するために、「お金を出せと言われて取られたことがありますか」等の問いに対し、「ある」「ない」のみでなく、「1・2回」「3・4回」「5回以上」と記し、丸をつけさせる。（数字が物語る）
- (2) 1分以内で終わるアンケートとする。
- (3) 5～10問程度。様々な角度から児童の実態を把握するために、月ごとに少しずつ問いを変える。
- (4) 「先生に知ってほしいことがあったら自由に書いてください」などの、「その子が時間をかけて書いている、すなわちいじめを受けたり、知っていたりすることが周りに分かってしまう」項目は入れない。
- (5) 被害児童への配慮として、集め方も工夫する。
例：教師が大きな袋を持って立ち、その中に、アンケートを二つ折りにして入れさせる。子どもの見ている前で袋にガムテープを巻いて封をする（教室に置いたままにはしない）
- (6) 実施後、担任が「ある」に赤丸をつけていく。
- (7) 該当児童から詳しく聞き取り、事実関係を把握する。
- (8) 学級担任からあがってきたものを、学年生活指導がすべてチェックし、いじめかどうか判断する。
- (9) いじめと判断した場合は、その日のうちに管理職と生活指導担当に報告する。
- (10) 基本的には学年生活指導を中心に、24時間以内に学年で対応策を考え、取り組み、検証、解決していく。場合によっては、拡大生活指導部会で対応策考え、取り組み、検証、解決へ。（管理職が解決を確認）
- (11) 解決後も学年会・生活指導部会・職員会議で定期的にその児童の状態を交流するものとする。

「観察」「アンケート調査」の中で、担任等による日常生活の「観察」を大切にする。

（アンケート、調査にだけ頼らないようにする）

高木小学校 生活アンケート

() 年 () 組 名前 ()

1 学期の始業式から今日までに、次のようないやな経験をしたことがありますか？

(このアンケートは成績などには一切関係がありません。)

あてはまるものに丸をつけましょう。

①理由もなく、なぐられたり、けられたりしたことがありますか？

ある (1・2回 3・4回 5回以上) ない

②先生や大人の人がいないところで、いやなことをされたり、悪口を言われたりしたことがありますか？

ある (1・2回 3・4回 5回以上) ない

③「〇〇さん、〇〇君と遊ぶのやめよう」などと、仲間はずれにされたことがありますか？

ある (1・2回 3・4回 5回以上) ない

④上ぐつやエンピツなどを、かくされたことがありますか？

ある (1・2回 3・4回 5回以上) ない

⑤「おごれよ」と言って、無理やりおごらされたことがありますか？

ある (1・2回 3・4回 5回以上) ない

⑥友達が暴力を受けたり、仲間はずれをされたりしているのを見たり聞いたりしたことがありますか？

ある ない

⑦他人の悪口を言って侮辱したり、人の物をかくしたり、お金をおどしとったり、なぐったりすることが、警察につれていかれる犯罪だということを知っていましたか？

知っていた 知らなかった

⑧今、困っていることで、先生に話したいことはありますか？

ある ない

みなさんが、楽しい学校生活をおくることができるように、先生たちはこのアンケートを使っていきます。協力ありがとう。

年間指導計画

別紙 3

	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組
4月	いじめ対策委員会 指導方針計画作成	学級づくり 地域行事参加	参観・学級懇談会 校外児童会 家庭訪問
5月	生徒指導部会	適正全体会 人権教育研修	家庭訪問
6月	事案発生時	地域行事参加 教育連携協議会 人権教育地区別研修会	生活アンケート①
7月	校内適正・特別支援教育部会	地域行事参加 民生委員懇談会	個人懇談会
8月	いじめ対応チーム	特別支援教育研修 人権教育研修 カウンセリングマインド研修 情報教育研修 防災教育研修	
9月	緊急職員集合	コンサルテーション	
10月	職員会議	地域行事参加 人権教育地区別研修会	生活アンケート② 人権参観・懇談会
11月	生活の観察	オープンスクール 学校保健委員会 西同教	いじめ防止月間
12月	人権教育・道徳部会	地域行事参加 教育連携協議会 カウンセリングマインド研修	個人懇談会
1月		防災学習週間 地域行事参加 人権教育地区別研修会	
2月		入学・進学前の連絡会、学校見学会 教育連携協議会	生活アンケート③ 参観・学級懇談会
3月	いじめ対策委員会 本年度のまとめ	適正全体会 地域行事参加	校外児童会

未然防止に向けた取組

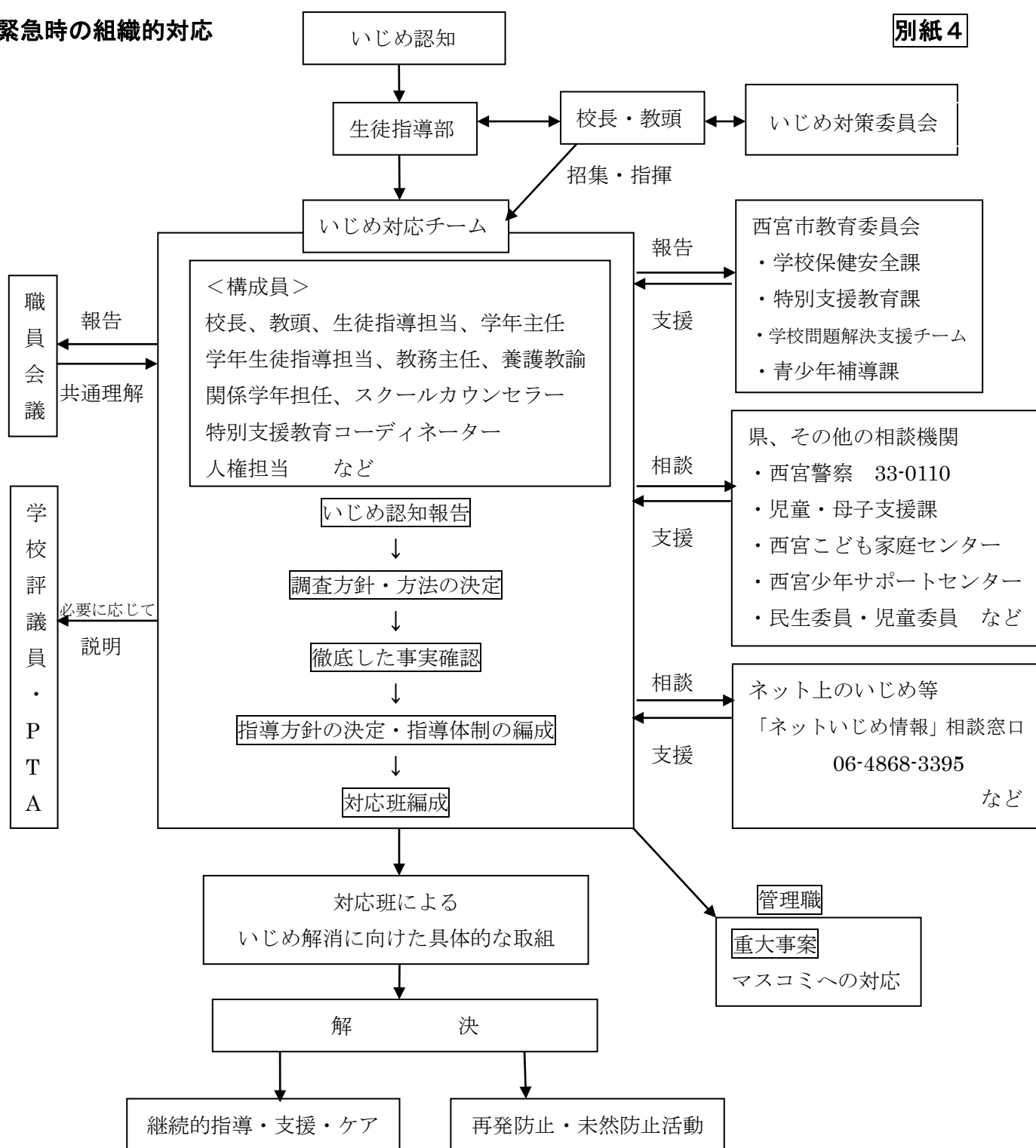
- ・進学前・後に中学校と、入学前・後に幼稚園・保育所との情報交換をする。
- ・いじめを許さない学校・学級づくりを進める。
- ・あいさつ運動、高ギネスなどに取り組み、思いやりや集団力、自主・自律の心を育てる。
- ・教育環境を整え、休み時間の巡回指導も実施する。
- ・教員の人権意識や専門性を高める研修を実施する
- ・地域行事は、春まつり、秋まつり、地区運動会、プール開放、敬老のつどい、ふれあいコンサート、もちつき大会、カルタ大会、防災イベント、1. 17 セレモニーなどに参加し、地域社会とつながりを図る。

早期発見に向けた取組

- ・生活アンケートは、年3回実施する。
- ・平素より学年体制で児童をきめ細かくみて、情報交換・共通理解を確実にする。
- ・個人懇談だけでなく、学級懇談会や校外児童会など、さまざまな場面でより多くの大人の目を見て、早期発見に取り組む。

緊急時の組織的対応

別紙4



■被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。

- ・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺児童からも状況を聞き取り確認する。
- ・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。

■双方の保護者に説明をする。

・被害者の意向に十分配慮して対応する。

■双方の保護者と関係教職員を交えて、関係改善を行うとともに、周囲への指導も行う。